

地籍調査

- 本 庁／企画管財課 ☎489-5913
- 神野支所／地籍調査課 ☎495-3461

地籍調査成果の閲覧について

旧野上町地域地籍調査成果（地籍図・地籍簿等）の閲覧は本庁企画管財課で取り扱います。
旧美里町地域地籍調査成果（地籍図・地籍簿等）の閲覧は神野支所地籍調査課で取り扱います。

本庁及び神野支所に備え付けの申請用紙もしくは紀美野町ホームページの様式で、閲覧申請を行なってください。

建設関係

- 本 庁／建設課 ☎489-5904
- 神野支所／建設室 ☎495-3460

合併処理浄化槽設置整備事業

浄化槽設置補助事業により生活排水を適正に処理し、公共用水域の水質保全に寄与し、生活環境の改善を図ります。

合併浄化槽設置補助制度

合併浄化槽設置補助（国県補助対象分）

種 類	補 助 額
5人槽	354,000円
6～7人槽	411,000円
8～50人槽	519,000円

合併浄化槽設置補助（町単独分）

種 類	補 助 額
5人槽	50,000円
6～7人槽	50,000円
8～50人槽	50,000円

農道整備事業

農道を整備することにより、生産者の営農労力等を節減し、農業経営の合理化を図るための事業を実施します。

小規模土地改良事業

農業基盤の整備を図るため、国の補助事業に採択されがたい小規模的な公共事業で農道、かんがい排水、ため池保全等にかかる新設及び改良事業を実施します。

林道事業

林道生産基盤の整備を図る林道改良事業を実施します。

土木事業

地域社会の発展や広域化に伴い道路交通需要が増加の一途をたどるなかで、快適な日常生活を営むための住民のニーズにあった道路や河川の維持及び改良等の事業を行います。



その他

消 防 「火災・救急・救助は 119 番」

野上美里消防組合は、合併時に紀美野町の消防本部及び消防署として再編します。

消防本部 紀美野町下佐々 803 番地 1

紀美野町消防本部 ☎ 489 - 5146 (代表)
 庶務課 ☎ 489 - 6301
 警防課 ☎ 489 - 6302
 予防課 ☎ 489 - 6303

消防署 紀美野町下佐々 803 番地 1

紀美野町消防署 ☎ 489 - 6300

消防団 紀美野町下佐々 803 番地 1

紀美野町消防団本部 ☎ 489 - 6301
 管轄区域は、そのままです。

分団名

- 旧野上町は 1 分団から 10 分団
- 旧美里町は 11 分団から 16 分団

防災行政無線

- 本 庁／総務課 ☎ 489 - 5912

放送内容

放送内容は、当分の間、現行のとおりです。

旧 野 上 町	
定時放送	ミュージックチャイム (正午と午後5時)
行政放送	緊急性のある行政放送
緊急放送	気象警報等の緊急情報 (自動放送なし)



その他

住所表示の変更により必要となる手続き

平成18年1月1日から、住所表示が「紀美野町」に変わることに伴い、官公署等で住所の表示変更手続きが必要となる場合があります。

ただし、ほとんどの項目については手続きの必要はありませんが、ご本人の希望により住所変更をすることができるものもありますので、ご希望の方は、関係機関の担当窓口にお問い合わせ下さい。

官公署等

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
土地、建物の登記簿	法務局海南出張所で登記されている旧町内にある土地、建物の所有者	(1)「野上町」及び「美里町」の土地・建物の所在は、法務局が職権で「紀美野町」と変更します。 (2)所有者または抵当権者等の住所は、法務局の職権では「紀美野町」と変更されません。しかし、「野上町」及び「美里町」を「紀美野町」に変更の登記があったものとみなされますので、住所変更の手続きは、特に必要ありません。 ただし、登記簿の住所の表示が「野上町」及び「美里町」のままで差し支えがある方は、法務局の窓口へ備え付けの登記申請書に必要事項を記入し、新町で発行する「合併証明書」を添付のうえ、平成18年1月4日以降に住所変更の登記申請をしてください。登記に要する費用（登録免許税）は無料です。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	和歌山地方法務局 海南出張所 海南市船尾257-7 ☎073-482-0381
商業・法人の登記簿	旧町に本店等を有する会社及びその代表者	(1)法務局海南出張所において登記されている旧野上町及び旧美里町に所在する会社・法人等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）及び支配人を置いた営業所の所在地は、法務局が職権で「紀美野町」に変更します。 (2)代表取締役や理事等の代表者の住所は、法務局の職権では「紀美野町」に変更されません。しかし、「野上町」及び「美里町」を「紀美野町」と変更登記があったものとみなす規定がありますので、住所変更の手続きは、特に必要ありません。 ただし、登記簿の記載が旧住所のままで差し支えがある場合は、法務局の窓口へ備え付けの登記申請書に必要事項を記入し、新町で発行する「合併証明書」を添付のうえ、平成18年1月4日以降に住所変更の登記申請をしてください。登記に要する費用（登録免許税）は無料です。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	
自動車検査証	自動車 (軽自動車を除く) オートバイの所有者・使用者 (251cc～)	手続きは必要ありません。 ただし、住所変更を希望する場合や、転売、抹消登録などをする場合は、手続きが必要となりますので、窓口へお問い合わせください。 なお、新町名に変更することを希望される方は、新町で発行する「合併証明書」を添付して申請することができます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	近畿運輸局 和歌山運輸支局 和歌山市湊1106-4 ☎073-422-2154
軽自動車届出済証	オートバイの所有者・使用者 (126cc～250cc)	手続きは必要ありません。 なお、新町名に変更することを希望される方は、新町で発行する「合併証明書」を申請書に添付し、申請することができます。(転売・抹消登録等の場合は、右記へお問い合わせ願います。) 詳しくは窓口へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 和歌山事務所 和歌山市西浜1660-405 ☎073-433-4655
軽自動車の届出済証	3輪、4輪の軽自動車の使用者	手続きは必要ありません。 なお、新町名に変更することを希望される方は、新町で発行する「合併証明書」を申請書に添付し、申請することができます。(転売・抹消登録等の場合は、右記へお問い合わせ願います。) 詳しくは窓口へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 和歌山事務所 和歌山市西浜1660-405 ☎073-433-4655
国民年金、厚生年金の受給者	国民年金・厚生年金を受給されている方	手続きは必要ありません。	和歌山社会保険事務局 和歌山西事務所 和歌山市関戸2丁目1番43号 ☎073-447-1111
国民年金加入者	国民年金に加入している方	手続きは必要ありません。	
厚生年金保険加入事務所の住所	厚生年金加入事業所	手続きは必要ありません。	
政府管掌健康保険の被保険者証	左記の健康保険の被保険者証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
政府管掌健康保険加入事務所の住所	左記の健康保険の加入事務所	手続きは必要ありません。	



住所表示の変更により必要となる手続き

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
建設業許可	左記許可を受けておられる方	手続きは必要ありません。	(大臣許可) 国土交通省 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 ☎06-6942-1141 (知事許可) 和歌山県 技術調査課 建設業班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3064
小型船舶操縦免許	左記免許をお持ちの方	手続きは次回更新まで必要ありません。	近畿運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 ☎06-6949-6434
たばこ小売販売業許可証	左記許可証をお持ちの方	手続きは必要ありません	近畿財務局 理財部 理財第2課 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 ☎06-6949-6368
各種公正証書(遺言)、会社の定款の認証	公正証書類作成者	合併前に作成された公正証書等は、合併後においてもすべてそのまま有効です。 手続きは必要ありません。 なお、新町発足前に作成済みの公正証書に基づき、新町発足後に権利事務を実行する場合には、新住所の住民票が必要となる場合があります。	和歌山合同公正役場 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番ビル3階 ☎073-431-1535
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)の所有者	手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所は、ご自身で二本線で消し、余白部に新しい住所をお書きください。ただし、修正液等の使用による訂正、他のページへの記載は、旅券が無効となりますのでご注意ください。旅券発給申請のために申請時6か月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	和歌山県パスポートセンター 和歌山市美園町5丁目61 和歌山ステーションビル4階 ☎073-436-7888
自動車運転免許証	左記免許証の交付を受けている方	住所の表示変更による手続きは必要ありません。	和歌山県警察本部運転免許課 和歌山市西1番地 ☎073-473-0110
電話番号電話帳記載の住所	利用者の皆さん	手続きは必要ありません。 また、電話番号も変更ありません。	NTT西日本和歌山支店 和歌山市一番丁5 ☎116
電気	使用者の皆さん	手続きは必要ありません。 ただし、契約名義の変更の場合は、右記関係機関へ申し出ください。	関西電力 和歌山営業所 和歌山市岡山丁40 ☎073-422-8111
郵便番号	利用者の皆さん	手続きは必要ありません。 郵便番号は原則として変更せず、現在設定されている番号が引き継がれます。 郵便物のあて先は旧住所でも配達されますが、差出人の方に機会をとらえて、新住所をお知らせいただくようご配慮お願いいたします。	野上郵便局 動木110-1 ☎074-489-2050 美里郵便局 神野市場409-1 ☎073-495-2050 梅本郵便局 梅本3 ☎073-489-3920 国吉郵便局 田70 ☎073-498-0250 毛原郵便局 毛原宮253-2 ☎073-499-0050 真国郵便局 真国宮140 ☎073-497-0250 下佐々簡易郵便局 下佐々271 ☎073-489-2925 上神野簡易郵便局 鎌滝70 ☎073-495-2336
キャッシュカード、預金通帳、定期預金証書等	キャッシュカードをお持ちの方、預金者等の皆さん	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金、融資取引等がある方は、住所変更手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。	各金融機関・郵便局
クレジットカード	クレジットカードをお持ちの方	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、各社で対応が異なる場合がありますので、詳細については、各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。	各クレジット会社
各種有価証券	株券等の有価証券をお持ちの方	各社で対応が異なりますので、詳細については、各社の窓口で確認してください。	各規約等に定める窓口
生命保険、損害保険証書等	生命保険・損害保険等の加入者の皆さん	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については、各保険会社の窓口を確認してください。	各保険会社等

県関係

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
宗教法人規則	宗教法人代表役員	規則中の事務所所在地を変更し、宗教法人登記簿謄本を添付の上、宗教法人規則変更届を提出する必要があります。	和歌山県 総務学事課 文教班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2098
宗教法人代表役員の変更	宗教法人代表役員	変更後の宗教法人登記簿謄本を添付の上、代表役員住所変更届を提出する必要があります。	
学校法人寄附行為	学校法人理事長	寄附行為変更後、寄附行為変更届を提出する必要があります。 なお、変更後の学校法人登記簿謄本の添付は不要です。	
私立学校学則	私立学校設置者	学則変更後、学則変更届を提出する必要があります。	
年金 (地方職員共済組合 公立学校共済組合 警察共済組合)	各共済年金受給者	手続きが必要です。 それぞれの関係機関にお問い合わせください。	地方職員共済組合 年金部 給付課 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル ☎03-3261-9846 公立学校共済組合 年金相談センター 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 ☎03-5259-1122 警察共済組合 年金給付課 東京都千代田区三番町6-8 ☎03-5213-7579 和歌山県 警察本部 厚生課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-432-0110
危険物取扱者免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	(財) 消防試験研究センター 和歌山県支部 和歌山市雑賀屋町51番地 第二汀ビル2階 ☎073-425-3369
消防設備士免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
火薬類製造・販売許可	許可の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 消防保安課 産業保安班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2263
火薬庫許可(恒久的な火薬庫)	許可の名義人	手続きは必要ありません。	
猟銃等製造・販売許可	許可の名義人	手続きは必要ありません。	
高圧ガス関係事業許可等	許可の名義人	手続きは必要ありません。	
登録電気工事業者	登録の名義人	手続きは必要ありません。	
液化石油ガス販売事業者登録	登録の名義人	手続きは必要ありません。	
液化石油ガス設備士免状	免状の所持者	新町で発行する合併証明書を添付の上、免状書き換え申請の手続きを行ってください。 免状書き換え申請手数料は無料です。	
高圧ガス免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
電気工事士免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
丙種火薬類製造・甲、乙種火薬類取扱免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
保安機関認定	認定の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 消防保安課 産業保安班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2263 和歌山県 海草振興局 地域行政課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3365
露店営業許可	左記許可申請者	手続きは必要ありません。	和歌山県 商工振興課 商業振興班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2742 和歌山県 海草振興局 地域行政課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3365
中小企業等協同組合定款	中小企業等協同組合代表理事	通常の手続きにより、定款変更の申請を行う必要があります。	
火薬庫許可(二級火薬庫)	許可の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 地域行政課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3365

住所表示の変更により必要となる手続き



住所表示の変更により必要となる手続き

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
被爆者健康手帳	左記健康手帳所持者	変更届けにより、変更手続きを行ってください。	和歌山県 海草振興局 健康推進課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
患者票(結核)	公費負担医療受給者	手続きは必要ありません。	
結核登録票	左記登録患者	手続きは必要ありません。	
特定疾患医療受給者証	左記医療受給者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 生活福祉課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
先天性血液凝固因子障害等医療受給者証	左記医療受給者	手続きは必要ありません。	
農薬販売者の届出	左記販売者	通常の手続きにより、2週間以内に届出する必要があります。手数料は不要です。	和歌山県 海草振興局 農林水産普及課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3373
特殊肥料生産業者・肥料販売者の届出	左記生産・販売者	通常の手続きにより、2週間以内に届出する必要があります。手数料は不要です。	
動物用医薬品等販売業許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。業者の自主判断によります。手数料は不要です。(許可証の書換交付には手数料が必要です。)	
家畜商免許証台帳	左記登録者	通常の手続きにより、家畜商免許証を添えて県知事に届出なければなりません。また、同時に書換交付も申請する必要があります。	和歌山県 海草振興局 農林水産普及課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3373
河川占用許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 管理課 和歌山市築港1-14-2 ☎073-423-5952
砂利採取業登録	左記登録の名義人	手続きは必要ありません。	
道路占用許可	左記の許可を受けておられる方	手続きは必要ありません。	
狩猟免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 林務課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3357
産業廃棄物処理業等関係許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。なお、事業者が住所の表示変更を求める場合には変更届を提出してください。	和歌山県 廃棄物対策課 産業廃棄物班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2692 和歌山県 海南保健所 海南市大野中939 ☎073-482-0600
第一種フロン類回収業者登録	左記登録事業者	手続きは必要ありません。	和歌山県 環境管理課 大気環境班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2683
第二種フロン類回収業者登録	左記登録事業者	手続きは必要ありません。	
第二種特定製品引取業者登録	左記登録事業者	手続きは必要ありません。	
建築物衛生登録証	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活衛生課 衛生指導班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2622 和歌山県 海南保健所 海南市大野中939 ☎073-482-0600
動物取扱業届出	左記の届出者	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活衛生課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2620
製菓衛生師・調理師免許	左記免許の所有者	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活衛生課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2620 和歌山県 海南保健所 海南市大野中939 ☎073-482-0600
専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	専用水道設置者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海南保健所 衛生環境課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
簡易専用水道届出事項変更届	簡易専用水道設置者	手続きは必要ありません。	
自動車リサイクル法関係事業所	左記事業者の代表者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 衛生環境課 海南市大野中939 ☎073-482-0600

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
クリーニング師免許	左記免許の所有者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海南保健所 海南市大野中 939 ☎073-482-0600
クリーニング所（取次所）開設届	左記の届出者	手続きは必要ありません。	
墓地、埋葬等に関する許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
興行場営業許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
公衆浴場営業許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
旅館営業許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
理美容所開設等届出	左記の届出者	手続きは必要ありません。	
栄養士・管理栄養士免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
食品関係営業許可・届出	左記の許可・届出の名義人	手続きは必要ありません。 なお、食品衛生法に基づく食品の表示にあたっては、合併の日から新しい住所による表示が必要となります。	
食品衛生責任者・管理者届	左記届出の名義人	手続きは必要ありません。	
食鳥処理事業許可	左記許可の名義人	通常の手続きにより、遅滞なく知事に届け出る必要があります。	
医療法人定款	医療法人代表者	通常の手続きにより、定款変更の届出を行う必要があります。	
病院等開設許可	病院等開設者	通常の手続きにより、変更等の届出を行う必要があります。	
施術所等開設届	施術所等開設者	通常の手続きにより、変更等の届出を行う必要があります。	
社会福祉法人定款変更届出	法人の所在地	通常の手続きに従い定款変更届等の届出を行う必要があります。手数料は無料。	
医師・歯科医師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
保健師・助産師・看護師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
歯科衛生士免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
あんまマッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
薬剤師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
浄化槽設置計画書 浄化槽設置届出書	浄化槽設置者	手続きは必要ありません。	
介護保険事業者登録	左記登録の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 長寿社会推進課 サービス指導班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2527
支援費事業者登録	支援費事業者	手続きは必要ありません。 職権により変更します。	和歌山県 障害福祉課 在宅福祉班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2533 和歌山県 障害福祉課 施設福祉班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2537
心身障害者扶養共済	左記の共済加入者及び年金受給者	手続きは必要ありません。 職権により変更します。	和歌山県 障害福祉課 まちづくり福祉班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2532
小児慢性特定疾患医療受給者証	左記受給者	手続きは必要ありません。	和歌山県 健康対策課 母子保健班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2642
未熟児養育医療券	左記対象者	手続きは必要ありません。	
小児慢性特定疾患委託契約医療機関	左記医療機関	手続きは必要ありません。	



住所表示の変更により必要となる手続き

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
精神障害者 保健福祉手帳	左記手帳所持者	手続きは必要ありません。 なお、所持者から申し出があれば、市町村窓口 で住所の表示変更を行います。	和歌山県 精神保健福祉センター 和歌山市手平二丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 2階 ☎073-435-5194
通院医療費公費負 担患者票	左記患者票所持者	手続きは必要ありません。	
覚せい剤原料取扱 者又は覚せい剤原 料研究者の指定	左記の名義人	手続きは必要ありません。 次回申請時に変更することになります。	和歌山県 薬務課 指導班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2663
麻薬取扱者免許	左記免許の名義人	手続きは必要ありません。 次回申請時に変更することになります。	和歌山県 海南保健所 衛生環境課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
指定製造事業者登録	左記の登録者	合併後、届出手続きが必要です。 手数料は不要です。	和歌山県 商工労働総務課 計量指導班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2713
特定計量器製造事 業届出	左記の届出者	合併後、届出手続きが必要です。 手数料は不要です。	
計量証明事業 登録	左記の登録者	合併後、届出手続きが必要です。手数料は不要 です。(登録証に係る住所等の訂正には、本来手 数料が必要ですが、合併に関するものにつて は無料です。)	
適正計量管理 事業所の指定	左記指定の名義人	合併後、届出手続きが必要です。 手数料は不要です。	
特定計量器（修理、 販売）事業届出	左記の届出者	届出等は不要です。職権により変更します。 台帳備考に「合併による」を記載します。	
貸金業登録	左記の登録を受けている方	手続きは必要ありません。	和歌山県 商工労働部 商工政策局 商工労働総務課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2720
通案内業 免許証	左記免許証の所有者	合併後、住所変更の手続きを行う場合は、書換 え申請書により行ってください。手数料は不要 です。	和歌山県 観光交流課 交流推進班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2785
動物用医薬品 等製造業許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。業者の自主判断によ ります。手数料は不要です。	和歌山県 畜産課 衛生班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2925
飼料製造業者 等届出	左記届出者	通常の手続きにより、1カ月以内に農林水産大臣 又は都道府県知事に届け出る必要があります。	
家畜診療施設（動 物病院）の開設備	左記届出者	手続きは必要ありません。	
ふ化業者の登録	左記登録者	最も近い申請時に変更を行ってください。	和歌山県 畜産課 振興班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2924
森林施業計画	左記計画代表者	手続きは必要ありません。更新や変更申請等の 機会に変更手続きを行ってください。手数料は 不要です。	和歌山県 林業振興課 計画普及班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2962
林地開発許可 申請	左記申請者	手続きは必要ありません。変更申請、完了確認 申請時等に変更してください。	和歌山県 森林整備課 森林保全班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2979
物品入札参加資格 者名簿登録	物品入札参加資格者 名簿登録	手続きは必要ありません。	和歌山県 総務部 総務管理局 総務事務集中課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2291
肥料登録の申請	普通肥料（知事登録）生産 業者の方	合併後、速やかに肥料登録事項変更届出書及び 肥料登録証の書換申請書を提出してください。	和歌山県 エコ農業推進室 農業環境班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2906
採石業者の登録	左記の登録をされている方	手続きは必要ありません。	和歌山県 県土整備部河川・ 下水道局 砂防課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3171
解体工事業者 登録簿	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	手続きは必要ありません。	和歌山県 技術調査課 建設業班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3064
浄化槽工事業者登 録簿	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	手続きは必要ありません。	
建設工事等入札参 加資格申請（県内 事業者）	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	手続きは必要ありません。	
建設工事等入札参 加資格申請（県内 事業者以外）	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	住所の表示変更等の届出を行う必要があります。	



項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
浄化槽保守点検業者登録	左記登録業者	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活排水課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3203
一級・二級・木造建築士事務所登録	左記事務所の開設者	手続きは必要ありません。	和歌山県 都市政策課 調整班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3230
二級・木造建築士免許	左記免許の名義人	手続きは必要ありません。	
一級建築士免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	和歌山県 都市政策課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3230
屋外広告業届出	左記の届出者	手続きは必要ありません。	和歌山県 都市政策課 都市計画班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3228
宅地建物取引業者名簿	和歌山県知事免許の宅地建物取引業者	手続きは必要ありません。ただし、現行免許証の書換えを希望される場合は通常の所在地変更手続きとなります。	和歌山県 公共建築課 (主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡) 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3243 和歌山県 海草振興局 建設部 (上記以外) 和歌山市築港 1-14-2 ☎073-423-5951
宅地建物取引主任者資格登録簿	和歌山県知事の資格登録を行っている宅地建物取引主任者及び宅地建物取引主任者資格者	手続きは必要ありません。ただし、取引主任者証の書換えを希望される場合は通常の住所変更手続きとなります。	和歌山県 公共建築課 (住所が県外、和歌山市、海南市、海草郡) 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3243 和歌山県 公共建築課 又は 和歌山県 海草振興局 建設部 (上記以外) 和歌山市築港 1-14-2 ☎073-423-5951
不動産鑑定士(補)・不動産鑑定業者の登録(変更)	不動産鑑定士(補)・不動産鑑定業者	合併後、速やかに所定の様式により、変更手続きを行って下さい。	和歌山県 公共建築課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3243
債権債務者登録	登録済債権債務者	手続きは必要ありません。	和歌山県 出納室 決算班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3288
和歌山県証紙売りさばき人指定	和歌山県証紙売りさばき人	手続きは必要ありません。	和歌山県 教育委員会事務局 生涯学習課 奨学班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3663
進学奨励金	左記の対象者	手続きは必要ありません。	
修学奨励金	左記の対象者	手続きは必要ありません。	
銃砲刀剣類登録	左記登録の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 教育委員会事務局 文化遺産課 普及班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3730
県立図書館貸出利用券	貸出利用券の所有者	手続きは必要ありません。	和歌山県立図書館 サービス課 和歌山市西高松一丁目 7-38 ☎073-436-9500
風俗営業許可証	左記許可証の名義人	手続きは必要ありません。なお、住所の表示変更を希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。	和歌山県 警察本部 生活安全企画課 営業係 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
古物商、古物市場主の許可証 質屋許可証 金属くず商許可証、金属くず行商の証	左記許可証の名義人	手続きは必要ありません。なお、住所の表示変更を希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。	和歌山県 警察本部 生活安全企画課 営業係 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
警備業認定証	左記認定証の名義人	手続きは必要ありません。なお、住所の表示変更を希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。	和歌山県 警察本部 生活安全企画課 企画指導係 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証 警備員に係る検定合格者証	左記資格者証、検定合格証の名義人	手続きは必要ありません。なお、本籍・住所の表示変更を希望される方は、資格者証・合格証の交付を受けた警察署で手続きを行うことができます。	

住所表示の変更により必要となる手続き



項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
人命救助等に従事する者届出済証明書	左記証明書の名義人	来署の機会又は一斉検査時に書換えを行ってください。(手数料は不要です。)	和歌山県 警察本部 生活環境課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
猟銃空気銃所持許可証	左記許可証の名義人	最も近い更新時又は一時検査時に書換えを行ってください。(手数料は不要です。)	
銃所持許可証	左記許可証の名義人	来署の機会又は一斉検査時に書換えを行ってください。(手数料は無料です。)	
刀剣類所持許可証	左記許可証の名義人	来署の機会又は一斉検査時に書換えを行ってください。(手数料は不要です。)	
自動車運転代行業認定証	左記認定証の名義人	手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、主たる営業所を管轄する警察署で変更の手続きができます。(手数料は不要です。)	和歌山県 警察本部 交通企画課 和歌山市西 1 番地 ☎073-473-0110
自動車運転免許証	左記免許証の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 警察本部 運転免許課 和歌山市西 1 番地 ☎073-473-0110
特定非営利活動法人 (NPO 法人) の事務所の所在	旧町に事務所を有する特定非営利活動法人 (NPO 法人)	事務所所在地の変更については定款変更の届出を NPO サポートセンターに行ってください。役員住所変更については役員変更の届出は不要です。 なお、法務局での登記変更の手続きは不要です。(住所変更に伴う手数料は不要です。)	NPO サポートセンター 和歌山市手平 2 丁目 1-2 (和歌山ビック愛 2F) ☎073-435-5424

住所表示の変更により必要となる手続き



町関係

項目	対象者	必要となる手続き	
住民票・戸籍	住所・本籍が新町内にある方	手続きは必要ありません。(町長が職権で変更いたします。)	
印鑑登録証(カード)	印鑑登録済みの方	再登録の必要はありませんが、順次新登録証と交換します。	
外国人登録証明書	外国人登録者	手続きは必要ありません。	
原付・小型特殊自動車所有者の住所及びナンバープレート	原動機自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	手続きは必要ありません。旧町の標識はそのまま使用して下さい。	
国民年金	左記の年金に加入している方	手続きは必要ありません。	
国民健康保険被保険者証	左記の被保険者証・認定証等をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい被保険者証を12月中に送付します。	
国民健康保険高齢受給者証		手続きは必要ありません。新しい受給者証を12月中に送付します。	
国民健康保険標準負担額減額認定証		手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。	
国民健康保険特定疾病療養受療証		手続きは必要ありません。新しい受療証を12月中に送付します。	
老人保健医療受給者証		左記の受給者証等をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい受給者証を12月中に送付します。
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の受給者証等をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。	
老人保健特定疾病療養受療証		手続きは必要ありません。新しい受療証を12月中に送付します。	
老人医療費受給者証		手続きは必要ありません。新しい受給者証を12月中に送付します。	
重度心身障害者、老人保健法による一部負担金不要者の証		手続きは必要ありません。新しい証を12月中に送付します。	
重度心身障害児者医療費受給者証		手続きは必要ありません。新しい受給者証を12月中に送付します。	
乳幼児医療費受給資格証		手続きは必要ありません。新しい受給資格証を12月中に送付します。	
ひとり親家庭医療費受給資格証	左記の保険者証をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい受給資格証を12月中に送付します。	
介護保険被保険者証		手続きは必要ありません。新しい被保険者証を12月中に送付します。	
介護保険の各種減額認定証		左記の認定証をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。
身体障害者手帳		左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。次回申請時に変更します。
療育手帳		左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。次回申請時に変更します。
支援費受給者証		左記の受給者証をお持ちの方	手続きは必要ありません。
特別障害者手当、障害児福祉手当	左記の手当等を受給されている方	手続きは必要ありません。	
児童手当、児童扶養手当(証書含む)、特別児童扶養手当(証書含む)	左記の手当等を受給されている方	手続きは必要ありません。	
母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。次回切替時に変更します。	
戦没者特別給付金	左記の給付金を受給されている方	手続きは必要ありません。	
町立図書室利用者カード	左記の利用カードをお持ちの方	来館された際に新しい利用者カードを発行します。	
保育所、小・中学校、高等学校への住所変更	学校等に在学されている方等	手続きは必要ありません。	
水道利用者の住所	水道を利用されている方	手続きは必要ありません。	
犬の登録	登録をしている方	手続きは必要ありません。	
鳥獣飼養許可証	左記許可証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
住所変更に関する証明書【合併証明書】	住民の方	通常は必要ありませんが、土地・建物登記簿の名義人の住所変更、会社等の商業登記、法人登記の代表者の住所変更登記等で必要になる場合があります。書面交付(証明)手数料は、無料です。「合併証明書」を希望される方には紀美野町役場住民課窓口または、神野支所住民室窓口で交付します。	



公共施設の名称

施設等の区分	施設・機関名等	所在地等	電 話
役場 本庁	紀美野町役場 本庁	動木287番地	489-2430 (代表)
	議会	動木287番地	489-5914
	総務課	動木287番地	489-5912
	生活安全室	動木287番地	489-5907
	企画管財課	動木287番地	489-5913
	税務課	動木287番地	489-5905
	住民課	動木287番地	489-5903
	産業課	動木287番地	489-5901
	建設課	動木287番地	489-5904
	保健福祉課	下佐々 1408番地 4	489-9960 (代表)
	水道課	下佐々 446番地 1	489-2474
	会計課	動木287番地	489-5906
神野支所	紀美野町役場 神野支所	神野市場226番地 1	495-2021 (代表)
	総務室	神野市場226番地 1	495-3471
	地籍調査課	神野市場226番地 1	495-3461
	税務室	神野市場226番地 1	495-3465
	住民室	神野市場226番地 1	495-3463
	産業室	神野市場226番地 1	495-3462
	建設室	神野市場226番地 1	495-3460
	保健福祉室	神野市場226番地 1	495-3464
	水道室	神野市場226番地 1	495-3466
消防本部	紀美野町消防本部	下佐々 803番地 1	489-5146 (代表)
	紀美野町消防本部 庶務課	下佐々 803番地 1	489-6301
	紀美野町消防本部 警防課	下佐々 803番地 1	489-6302
	紀美野町消防本部 予防課	下佐々 803番地 1	489-6303
消防署	紀美野町消防署	下佐々 803番地 1	489-6300
出張所・ 診療所他	紀美野町役場小川出張所 (小川診療所)	奥佐々 22番地	489-2401
	紀美野町役場志賀野出張所 (志賀野診療所)	西野20番地 1	489-5112
	紀美野町役場国吉出張所 (国吉診療所)	田63番地	498-0002
	紀美野町役場長谷毛原出張所 (長谷毛原診療所)	毛原宮254番地 4	499-0300
	紀美野町役場真国出張所 (真国診療所)	真国宮32番地 2	497-0002
	紀美野町役場細野診療所	円明寺221番地	497-0241
	紀美野町民会館	神野市場336番地	495-3171
保健センター等	紀美野町総合福祉センター	下佐々 1408番地 4	489-9960 (代表)
	紀美野町長谷毛原健康センター	毛原宮 172番地 2	499-0610
上水道	紀美野町浄水場	下佐々 443番地 2	489-2474
下水道	平・吉見地区農業集落排水処理施設	動木 1604番地 1	489-5904
	紀美野町野上区域塵埃処理場	下佐々 1804番地	489-3751
	紀美野町美里区域塵埃処理場	神野市場654番地 1	495-3463
塵埃処理場	紀美野町大角ごみリサイクルセンター	大角607番地 1	495-3463
	紀美野町教育委員会	動木287番地	489-5910
	総務学事課	動木287番地	489-5910
教育委員会	生涯学習課	動木288番地 4	489-5915
	学事・生涯学習室	神野市場226番地 1	495-3473
	紀美野町総合運動場	動木 522番地	
運動施設	紀美野町野上勤労者体育センター	小畑 853番地 2	489-5368
	紀美野町農村総合センター	野中 410番地	495-3212
	紀美野町武道館	下佐々 926番地	489-5288
	紀美野町毛原公園 (毛原の郷)	毛原宮 10番地	
	紀美野町上神野公園広場	鎌滝 691番地	



施設等の区分	施設・機関名等	所在地等	電 話
文化施設	紀美野町文化センター	神野市場218番地	495-9055
	紀美野町中央公民館	動木288番地4	489-5915
	紀美野町小川地区公民館	中田23番地	489-4511
	紀美野町志賀野地区公民館	西野22番地1	489-5145
	紀美野町セミナーハウス未来塾	田25番地	498-0521
	星の動物園（みさと天文台）	松ヶ峯180番地	498-0305
	紀美野町自然体験世代交流センター	鎌滝636番地	495-3127
	紀美野町真国区民センター	真国宮32番地2	497-0002
児童館	紀美野町動木児童館	動木58番地1	
	紀美野町小畑児童館	小畑304	489-3551
	紀美野町中央児童館	下佐々149番地6	
	紀美野町吉見児童館	下佐々1752番地2	489-3954
	紀美野町吉野児童館	吉野143番地	
保育所	紀美野町立野上第1保育所	動木156番地	489-2144
	紀美野町立野上第2保育所	下佐々1363番地	489-4953
	紀美野町立小川保育所	中田5番地1	489-2405
	紀美野町立神野保育所	神野市場78番地	495-2049
	紀美野町立毛原保育所	毛原宮204番地	499-0131
小学校	紀美野町立野上小学	動木1445番地	489-2041
	紀美野町立野上小学柴目長谷分校	柴目1323番地	489-2379
	紀美野町立小川小学校	中田5番地	489-2402
	紀美野町立志賀野小学校	西野11番地1	489-2823
	紀美野町立下神野小学校	神野市場214番地	495-2019
	紀美野町立上神野小学校	鎌滝107番地	495-2529
	紀美野町立毛原小学校	毛原中689番地	499-0130
中学校	紀美野町立野上中学校	下佐々940番地	489-2459
	紀美野町立美里中学校	野中377番地	495-2016
	紀美野町立長谷毛原中学校	毛原宮222番地	499-0030
高等学校	和歌山県立大成高等学校	動木1515番地	489-2069
	和歌山県立大成高等学校美里分校	毛原中693番地	499-0034
公園等	紀美野町のかみふれあい公園	西野971番地1	489-5300
	紀美野町山の家おいし	中田899番地29	489-3586
病院	国保野上厚生総合病院	小畑198番地	489-2178
老人福祉施設	やすらぎ園	下佐々1408番地7	489-3631
宿泊施設	美里温泉かじか荘	菅沢6番地	498-0102
森林組合	和海森林組合	神野市場231番地2	495-3185
斎場	五色台広域施設組合	国木原577番地4	489-5505
県の機関	和歌山県動物愛護センター	国木原372番地	489-6500
警察署	海南警察署野上幹部交番	動木1390番地3	489-3042
	海南警察署毛原宮警察官駐在所	毛原宮254番地5	499-0024
	海南警察署神野市場警察官駐在所	神野市場321番地	495-2105
	海南警察署真国宮警察官駐在所	真国宮12番地3	497-0036
郵便局	野上郵便局	動木110番地1	489-2050
	梅本郵便局	梅本3番地	489-3920
	下佐々簡易郵便局	下佐々271番地	489-2925
	美里郵便局	神野市場391番地2	495-2050
	国吉郵便局	田470番地1	498-0077
	毛原郵便局	毛原宮253番地2	499-0050
	真国郵便局	真国宮140番地2	497-0250
	上神野簡易郵便局	鎌滝70番地	495-2336

